

マイナンバー制度の施行状況について



マイナちゃん

平成28年4月22日
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号（マイナンバー）

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

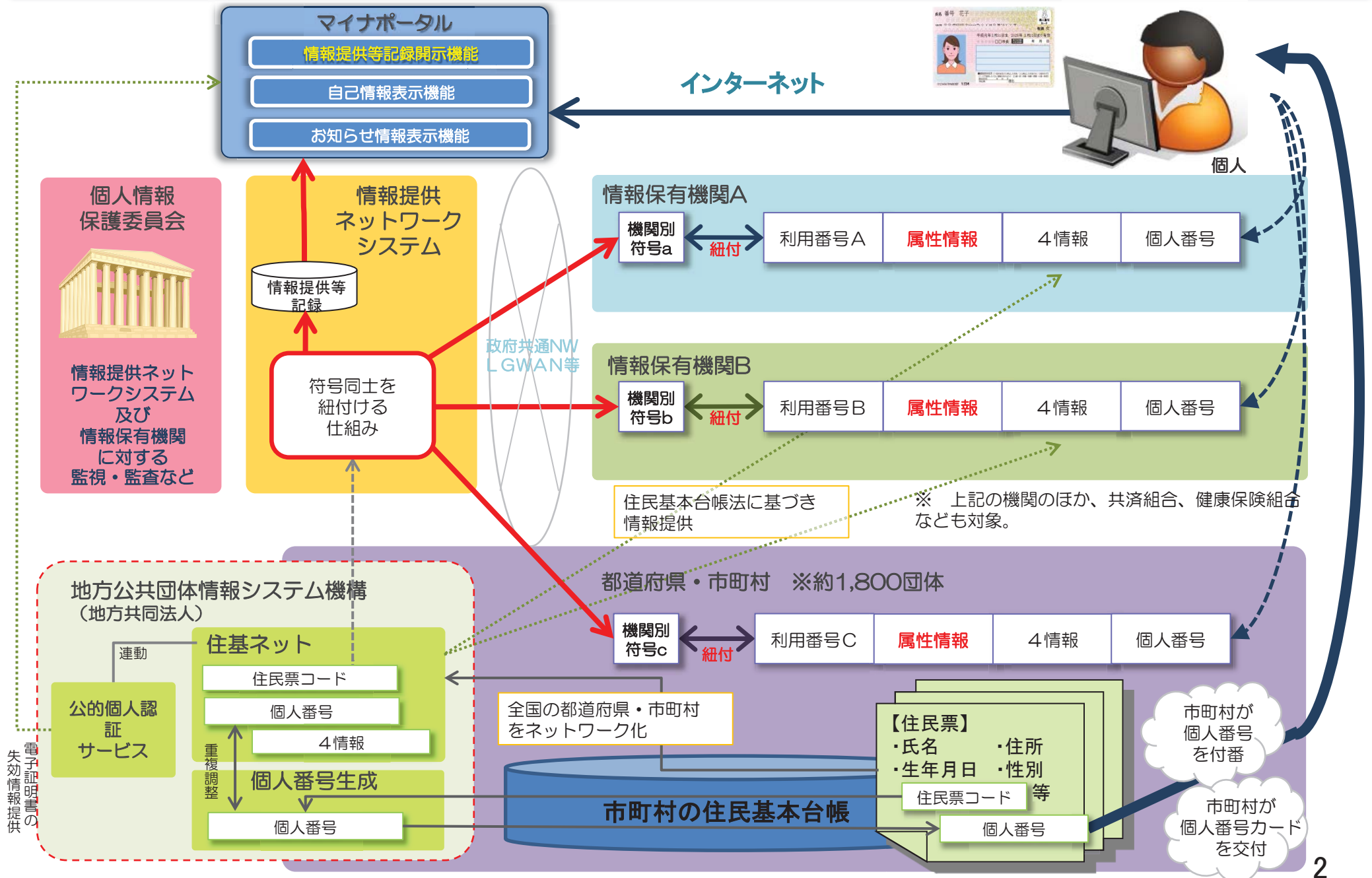
個人番号（マイナンバー）の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用(※) ・予防接種に関する事務に利用(※)
税分野		・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用(※)
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

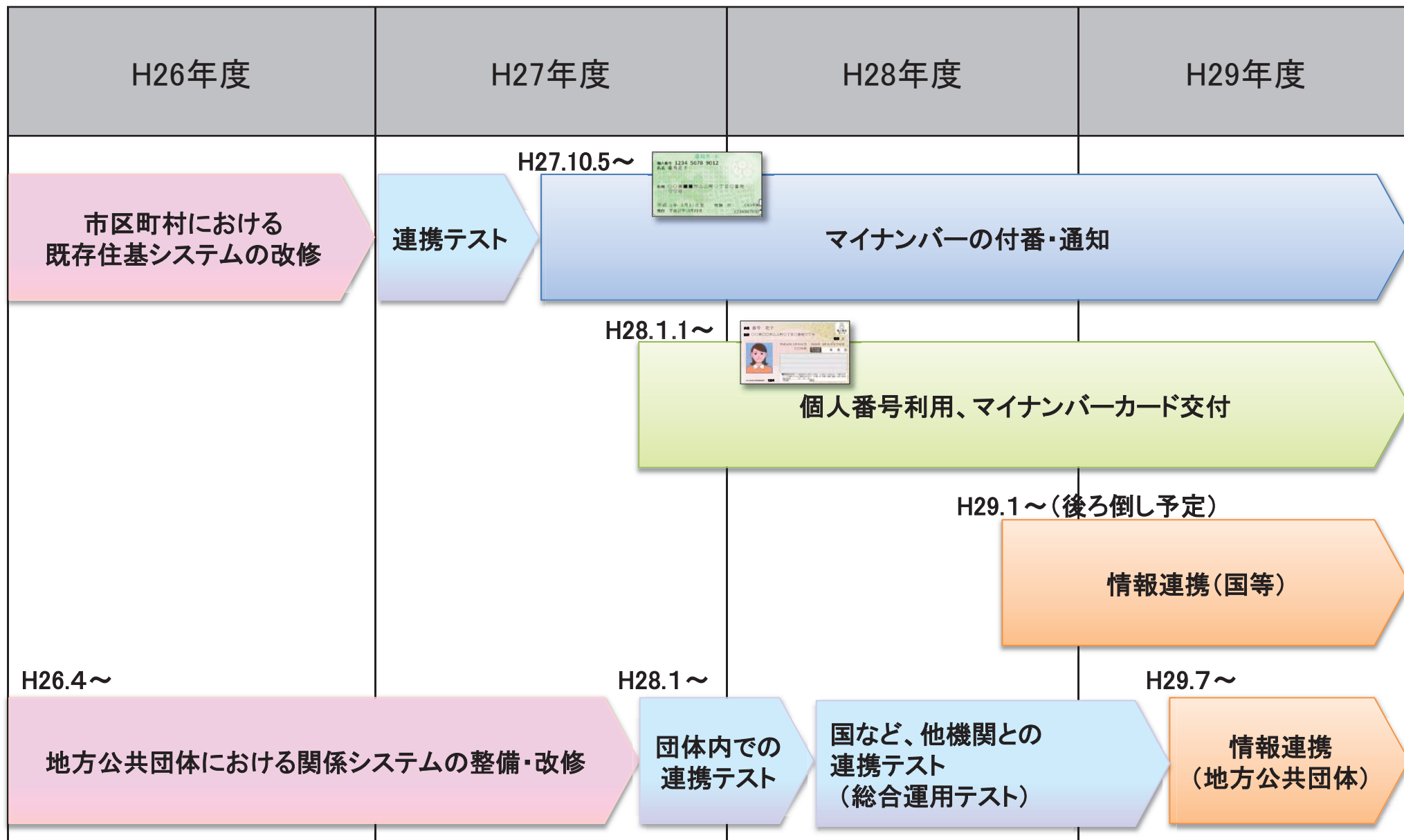
(※)平成27年9月3日に成立した個人情報保護法等の一部改正法において、個人番号の利用事務拡充のために所要の改正が行われたもの。

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



マイナンバー制度に係るスケジュール



マイナンバーカード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	マイナンバーカード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面 ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載 裏面	 ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせてマイナンバーカードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務	○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで	○なし
4 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○マイナンバーカードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

(表)

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月00日

△△市長
A123456789

白黒すき入れ(「桜」図案)

地紋印刷

マイクロ文字

コピー牽制

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書 ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分 *

在留期間等満了日の有無 * 在留期間等満了日 *

右欄の点字表記を希望する
※最大11文字まで(電点等は1文字)

パンゴウ ハナコ

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

(裏)

●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

●この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。Tel XXX-XXX-XXXX(連絡先) 個人番号カードコールセンター XXX-XXXX

●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

顔写真貼付欄

サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

☐ 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。

口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名(自署) 印 本人との関係

代理人住所 (電話番号:)

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

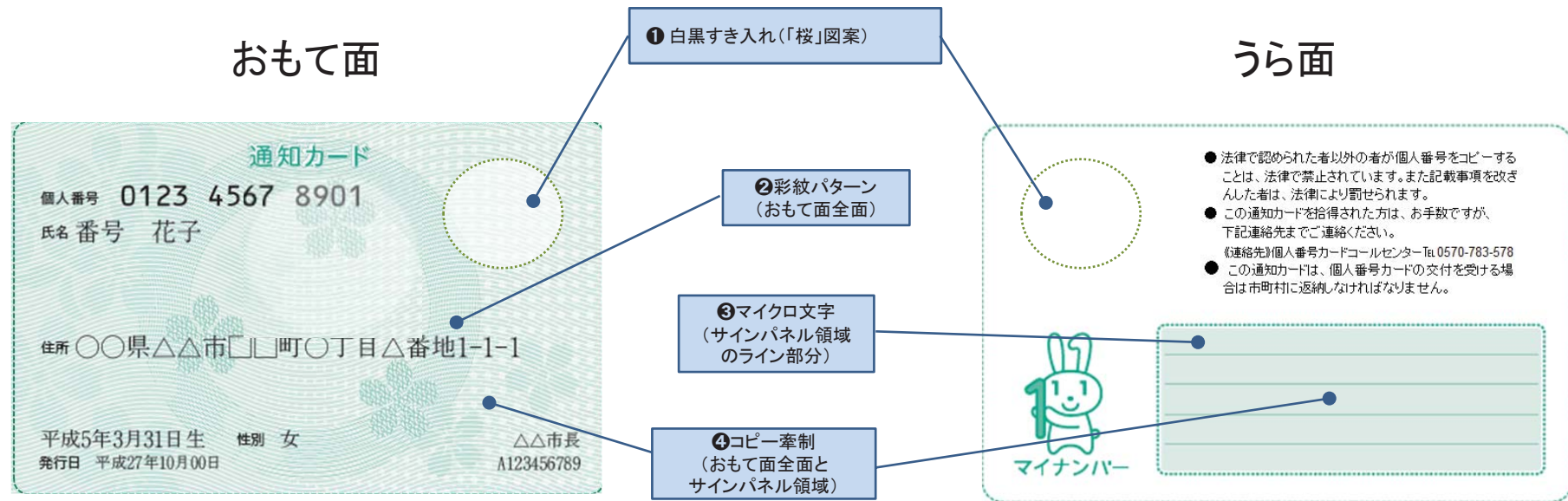
●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

●表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

簡易書留による郵送
(ポストへの投函
ではなく、郵便局
員による手渡し)

通知カードのセキュリティ対策について（券面）



セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。（複写不可、偽造困難）
② 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

※通知カードの郵送は簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）により行い、世帯への確実な交付を実施

通知カードの交付状況

(平成28年3月31日時点)

※ 総務省住民制度課調べ

送付通数①	①のうち住民に 初回交付した通数	返戻通数②	返戻率 ②／①
58,852,236	52,947,636	5,904,600	10.0%



【返戻通数②の内訳】

転出・死亡等 により廃棄した通数 ③	243,547
保管期間経過 により廃棄した通数 ④	2,314
交付・再度 送付した通数 ⑤	3,555,223
未交付通数 ②－③－④－⑤	2,105,830



未交付率 (②－③－④－⑤)／①	3.6%
---------------------	------

【総務省調査の説明】

- ※1. 調査は通知カードの枚数単位ではなく、通知カード在中の封筒(以下「通知封筒」という。)の通数単位で行っているもの
- ※2. ①の「送付通数」は、平成27年10月5日～調査時点までの間において市区町村が地方公共団体情報システム機構に送信した送付先情報連携件数(世帯数)
- ※3. ②の「返戻通数」は、平成27年10月5日～調査時点までの間において市区町村に返戻された通知封筒の通数
- ※4. ③は、市区町村に返戻された通知封筒のうち、平成27年10月5日～調査時点までの間において住民の転出や死亡等を確認したことにより廃棄した通知封筒の通数
- ※5. ④は、市区町村に返戻された通知封筒のうち、平成27年10月5日～調査時点までの間において保管期間経過により廃棄した通知封筒の通数
- ※6. ⑤は、返戻された通知封筒のうち、平成27年10月5日～調査時点までの間において住民に対し窓口で交付又は再度郵送した通数

返戻された通知カードの保管期間等について(通知)

(平成28年3月23日付総行住第57号 総務省自治行政局住民制度課長通知)

返戻された通知カードの保管期間については、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日付け総行住第137号通知)」において「3月程度」としているところですが、特に平成27年12月31日までに返戻された通知カードについては、「返戻された通知カードの保管期間について(平成27年12月28日付け総行住第212号通知)」において、住所等の異動が確認できた場合を除き、少なくとも「平成28年3月31日まで」保管するとともに、可能な限りご本人との連絡又は居所の把握が可能となるまで保管していただくようお願いしたところです。

各市区町村におかれては、当該通知の趣旨を踏まえ、平成28年3月31日まで通知カードを保管することについて、ご協力いただいているところであり、深く感謝申し上げます。また、各市区町村におかれては、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付業務も重なり、業務が多忙を極める中、休日開庁や臨時窓口の設置、転送可能な普通郵便による通知カードの受領についての連絡等住民に確実に通知カードを受け取ってもらうための取組について、積極的に講じていただいているところでもあり、重ねて感謝申し上げます。

返戻された通知カードについては、当該取組の効果もあり、平成28年3月15日現在で、未交付通数が約221万通、未交付率が約3.8%と、初回送付分の返戻通数約558万通、返戻率約10%から、大きく低減したところです。

平成28年4月1日以降、新年度の開始に伴い、行政機関や勤務先等に対し通知カードを提出する場面が多くなることが想定されるところですが、通知カードを確実に本人に交付する観点に鑑み、各市区町村におかれては、年度末・年度始めの住民異動が集中する極めて業務多忙な時期である中、大変恐縮ではございますが、通知カードの物理的な保管場所の確保や窓口での業務に支障のない範囲において、返戻された通知カードを平成28年4月1日以降も引き続き保管することについて、ご検討いただくようお願い申し上げます。

貴職におかれては、この旨を承知の上、域内の市区町村に周知いただくようお願いいたします。

マイナンバーカードの様式、申請・交付

様式

表面



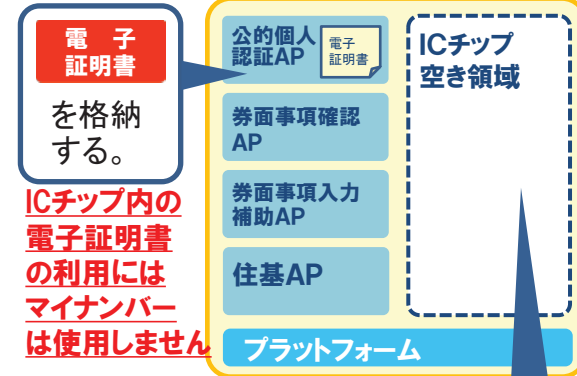
○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



○ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成



ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しません

市町村等が用意した独自アプリを
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

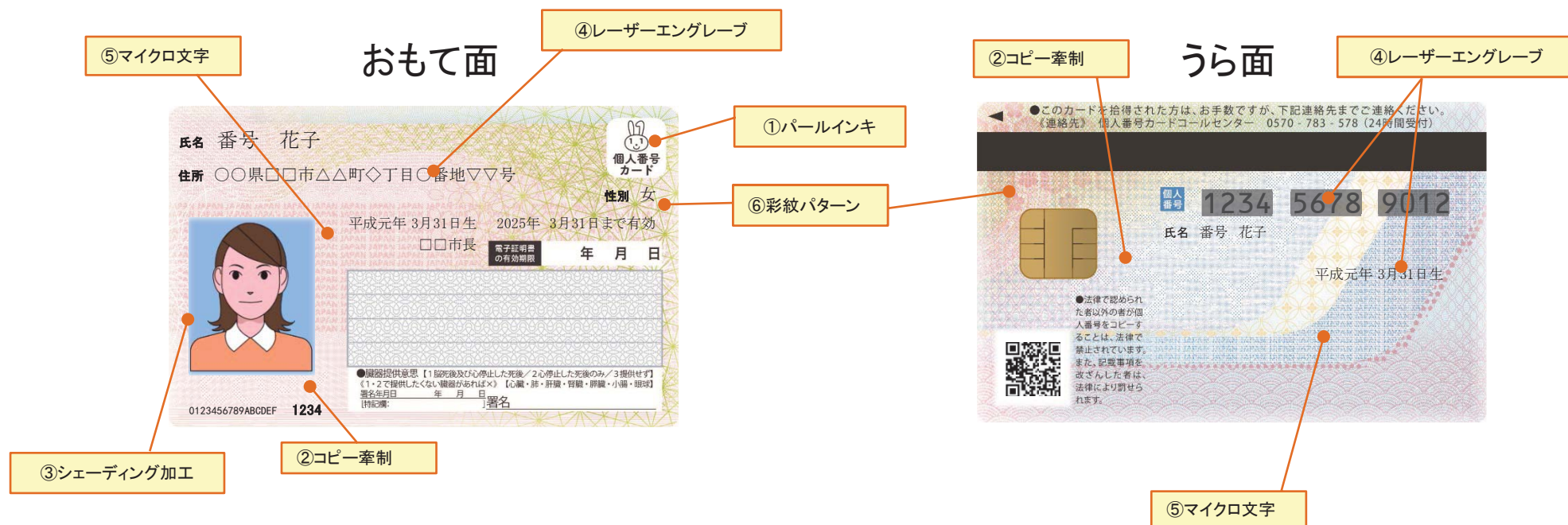
- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

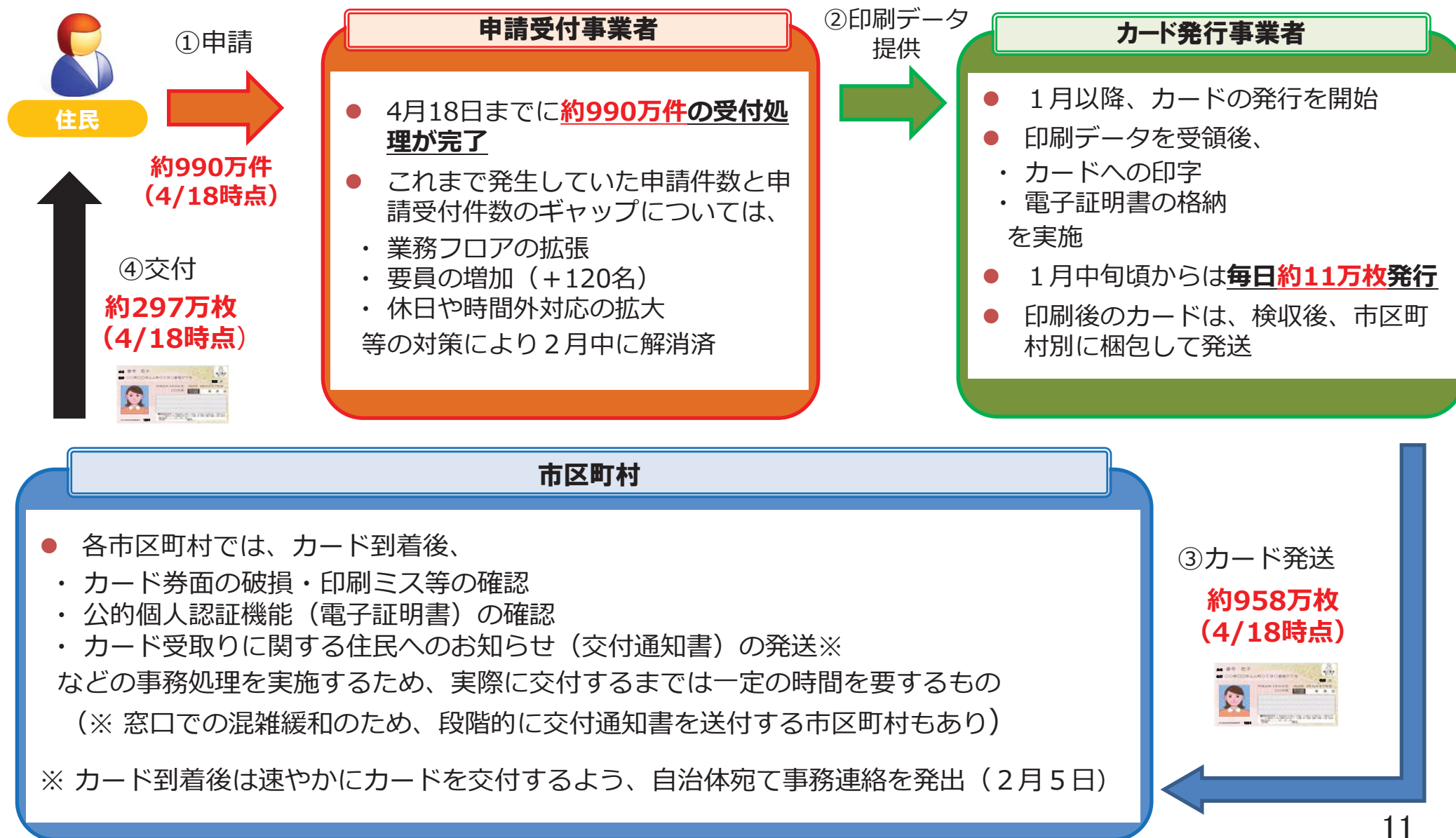
マイナンバーカードのセキュリティ対策について（券面）



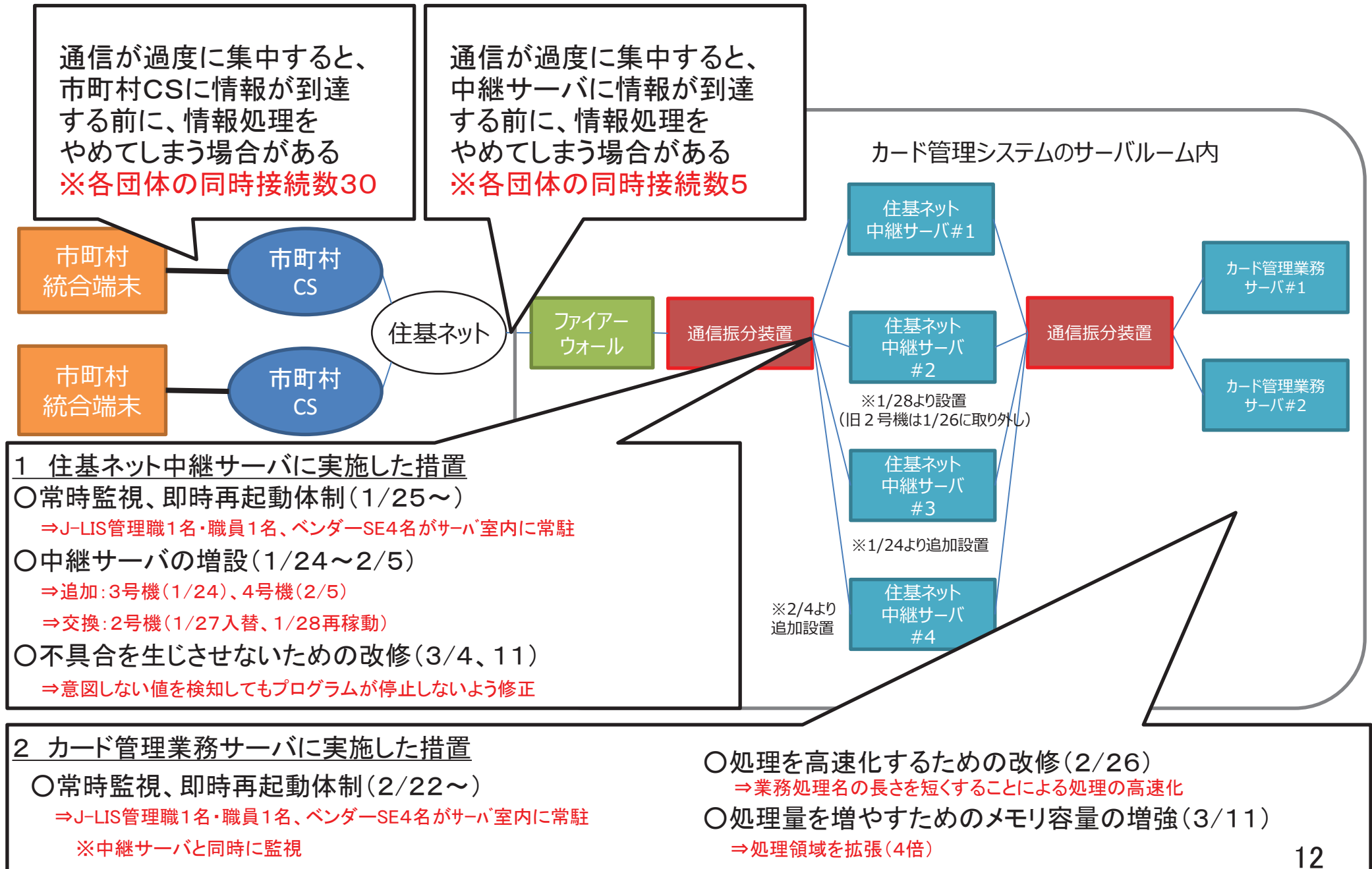
セキュリティ対策	内容と必要性
① パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難
② コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、真正な個人番号カードのコピーであることが判別できる
③ シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
④ レーザーエンゲレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる
⑤ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
⑥ 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

マイナンバーカード申請受付・発行・交付の流れ

以下のフローにより、マイナンバーカードの申請受付・発行・交付が行われているところ



カード管理システムの構成



地方公共団体情報システム機構のカード管理システム等の運用の現状及びこれまで講じてきた対応策並びにマイナンバーカード(個人番号カード)を早期に交付するための留意事項について①

(平成28年4月13日付事務連絡 各都道府県社会保障・税番号制度担当課、市区町村担当課宛て 住民制度課事務連絡)

平素よりマイナンバー(社会保障・税番号)制度の運用、特にマイナンバーカードの交付にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

本年1月から、マイナンバーカードの交付が開始されておりますが、1月中旬以降、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)のカード管理システムに障害が生じたことや、通信の集中によりカード管理システムに接続しづらい状況が続いたことで、各市区町村におけるマイナンバーカードの交付事務に影響が及んだものと承知しております。

この点についての現状と対応策は下記1及び2のとおりであり、総務省としてもマイナンバーカードの円滑な交付を進めるため、引き続き各市区町村の皆様のご事情をお伺いしつつ、J-LIS とともに対応を検討してまいりたいと考えております。

一方、既にマイナンバーカードの申請をされた住民の皆様は、早期の交付を受けることを望まれております。この点に関し、マイナンバーカードを早期に交付するため、ご留意いただきたい事項について下記3のとおりお知らせいたします。つきましては、各市区町村の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

各都道府県におかれましては、この内容を承知の上、域内の市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

1. J-LIS のカード管理システムに生じた障害について

1月、2月に複数回発生したカード管理システムの障害については、J-LIS の現時点の調査結果によれば、システム不具合の原因は、カード管理システムの中継サーバ内の暗号処理装置の動作に関係する部分にあると考えられ、4機あるすべての中継サーバにつき、不具合を回避するための改修を実施しました。この結果、最後にシステム改修を実施した本年3月11日以降、本事案に係る障害は生じておりません。一方、原因調査については、引き続き取り組まれているものと承知しております。

なお、本年3月16日にJ-LIS に対し総務大臣からシステム不具合の早急な原因究明と再発防止について要請を行っております。

地方公共団体情報システム機構のカード管理システム等の運用の現状及びこれまで講じてきた対応策並びにマイナンバーカード(個人番号カード)を早期に交付するための留意事項について②

(平成28年4月13日付事務連絡 各都道府県社会保障・税番号制度担当課、市区町村担当課 住民制度課事務連絡)

2. カード管理システムに対する通信の集中について

1月中旬以降、特に平日の9時30分頃から12時頃まで及び14時台の時間帯において、マイナンバーカードの処理等に係る通信が過度に集中したためと考えられますが、カード管理システムに接続しづらい状況が発生しておりました。

この状況に対応するため、総務省から「マイナンバーカード(個人番号カード)の交付前設定等の処理に係る対応について」(平成28年3月17日及び31日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)において、このような過度に通信が集中する時間帯においては、住民に対する交付処理を優先し、交付処理以外の交付前設定等の処理は控えていただくようお願いするとともに、J-LISにおいても「カード管理システムの特例的利用可能時間帯の設定について」(平成28年3月29日付け地方公共団体情報システム機構個人番号プロジェクト推進部事務連絡)において示されているとおり、交付前設定処理の時間を確保することを目的として、カード管理システムの特例的利用可能時間帯を設定することとしたところです。

また、J-LISにおいては、先行的に指定都市の一部にて、市町村統合端末と市町村CS間及び市町村CSとカード管理システム中継サーバ間の同時接続数の引き上げを行うシステム改修を実施したところであり、今後、その運用状況を見極めつつ、指定都市等大規模自治体向けに、必要に応じて同様のシステム改修を行う検討が行われているものと承知しております。さらに、ICチップの情報更新が正常に行われているものの、通信集中のため、J-LISカード管理システムのカード更新情報登録が失敗した場合の対応策として、再度、市区町村の統合端末からカード管理システムへのアクセスを可能とするシステム改修も先行的に指定都市の一部にて実施されているところです。

この結果として、また、住民異動の繁忙期のピークも過ぎつつあることから、現在、カード管理システムに係る通信の接続超過数については、減少傾向となっているところです。(別紙2参照)

地方公共団体情報システム機構のカード管理システム等の運用の現状及びこれまで講じてきた対応策並びにマイナンバーカード(個人番号カード)を早期に交付するための留意事項について③

(平成28年4月13日付事務連絡 各都道府県社会保障・税番号制度担当課、市区町村担当課 住民制度課事務連絡)

3. マイナンバーカードの早期の交付に向けて

マイナンバーカードの交付については、限られた予算・人員体制の中で、これまで大変なご尽力をいただいているところでありますが、マイナンバーカードの交付事務に関し、各団体によって、交付前設定完了率及び交付通知書送付率についてばらつきが見られることから、多くの住民の皆様に対し、可能な限り早期にマイナンバーカードを交付することができるよう、下記の事項に留意しつつ、工夫して取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。(別紙1参照)

- ①「マイナンバーカード(個人番号カード)の交付前設定等の処理に係る対応について」(平成28年3月17日及び31日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)において対応の依頼を行っているところではありますが、依然として通信が過度に集中する時間帯に交付前設定を行っている事例も見受けられることから、引き続き控えるようご留意いただきたいこと
なお、通信が過度に集中する時間帯において交付前設定を行うと、結果として自団体の交付処理に影響を及ぼす可能性があることにご留意いただきたいこと
- ② 交付前設定完了率が低い団体にあっては、実施する時間帯に留意しつつ、計画的に交付前設定処理を進めることに努めていただきたいこと
- ③ 交付前設定完了率が高い団体にあっては、まずは、既に交付前設定を行ったマイナンバーカードを優先し、早期の交付通知書の送付に努めていただきたいこと
- ④ 当分の間、開庁時間中は交付前設定より住民への交付を優先することとし、各時間帯における予約人数の増加や土日開庁の実施など、出来るだけ多くの住民が可能な限り速やかにカードを受け取ることができるよう努めていただきたいこと

なお、市区町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助を行う個人番号カード交付事務費補助金については、平成27年度補正予算において65.1億円、平成28年度予算において21.7億円の措置がなされておりますので、申し添えます。(参考:平成27年度予算40.0億円)

マイナンバーカード申請・発送・交付等状況

【平成28年4月10日時点】

地方公共団体名	人口 (H27.1.1住基人口)	発送枚数①	交付前設定完了 枚数②	交付前設定完了率 (②/①)	交付通知書送付 枚数③ (3月31日時点)	交付枚数④	交付通知書送付率 (③/②)
---------	---------------------	-------	----------------	-------------------	-----------------------------	-------	-------------------

【人口規模別】

500,000人～	35,974,117	2,864,876	1,275,229	44.5%	739,019	454,919	58.0%
300,000～499,999人	19,596,184	1,454,358	770,990	53.0%	475,635	291,015	61.7%
200,000～299,999人	12,267,309	925,929	617,433	66.7%	364,514	243,602	59.0%
100,000～199,999人	21,453,830	1,554,667	1,142,801	73.5%	788,839	554,750	69.0%
50,000～99,999人	18,812,124	1,236,171	989,988	80.1%	691,855	497,655	69.9%
20,000～49,999人	13,324,492	828,032	693,880	83.8%	498,344	381,829	71.8%
10,000～19,999人	4,329,460	256,064	222,387	86.8%	172,487	132,934	77.6%
5,000～9,999人	1,781,884	104,636	93,961	89.8%	75,131	59,659	80.0%
～4,999人	687,083	40,889	36,621	89.6%	29,478	24,158	80.5%

全国計	128,226,483	9,265,622	5,843,290	63.1%	3,835,302	2,640,521	65.6%
特別区計	9,102,598	809,606	416,506	51.4%	230,148	122,253	55.3%
政令市計	27,267,952	2,120,874	658,332	31.0%	451,828	209,932	68.6%

※ 交付前設定完了率・交付通知書送付率は、全国平均より上回っているものを赤字、下回っているものを青字としている。

〇X県におけるマイナンバーカードの申請・発送・交付等状況

地方公共団体名	人口 (H27.1.1住基人口)	申請件数 (4月10日時点)	【参考】 発送枚数① (4月10日時点)	交付前設定完了枚 数② (4月10日時点)	交付前設定完了率 (②/①)	交付通知書送付枚 数③	交付枚数④ (4月15日時点)	交付通知書送付率 (③/②)	交付枚数率(④/申 請件数)
全国計	128,226,483	10,418,742	9,265,622	5,843,290	63.1%	3,835,302	2,910,091	65.6%	27.9%
		24,539	21,927	8,234	37.6%	5,976	3,445	72.6%	14.0%
		10,266	9,053	8,581	94.8%	7,261	5,239	84.6%	51.0%
		10,407	9,395	9,259	98.6%	8,461	7,585	91.4%	72.9%
		22,809	19,980	14,707	73.6%	10,701	6,211	72.8%	27.2%
		10,771	9,630	7,232	75.1%	1,919	1,937	26.5%	18.0%
		4,538	4,020	3,781	94.1%	2,953	2,525	78.1%	55.6%
		4,332	3,912	3,836	98.1%	1,218	1,039	31.8%	24.0%
		11,373	10,046	6,903	68.7%	5,480	4,828	79.4%	42.5%
		12,867	11,385	3,833	33.7%	2,774	2,467	72.4%	19.2%
		11,453	10,173	9,908	97.4%	5,969	6,270	60.2%	54.7%
		5,640	4,857	4,381	90.2%	2,916	2,004	66.6%	35.5%
		5,517	4,908	1,970	40.1%	1,349	1,114	68.5%	20.2%
		4,366	3,969	2,167	54.6%	1,526	1,118	70.4%	25.6%
		7,097	6,370	3,228	50.7%	2,525	2,181	78.2%	30.7%
		11,912	10,733	9,485	88.4%	6,927	5,887	73.0%	49.4%
		9,776	8,735	5,056	57.9%	3,908	3,250	77.3%	33.2%
		3,350	2,982	2,416	81.0%	1,939	1,133	80.3%	33.8%
		9,121	8,197	6,943	84.7%	5,911	4,587	85.1%	50.3%
		6,628	5,995	4,551	75.9%	3,240	2,870	71.2%	43.3%
		6,692	6,017	5,885	97.8%	4,909	3,639	83.4%	54.4%
		5,878	5,171	4,405	85.2%	1,155	773	26.2%	13.2%
		6,029	5,362	5,179	96.6%	4,661	3,761	90.0%	62.4%
		3,362	2,916	614	21.1%	446	281	72.6%	8.4%
		3,594	3,190	2,425	76.0%	1,220	892	50.3%	24.8%
		6,456	5,776	5,680	98.3%	3,694	2,614	65.0%	40.5%
		3,740	3,382	2,298	67.9%	1,622	1,208	70.6%	32.3%
		4,289	3,903	3,808	97.6%	2,981	2,895	78.3%	67.5%
		4,974	4,383	4,023	91.8%	2,982	2,512	74.1%	50.5%
		5,118	4,505	4,451	98.8%	3,482	2,923	78.2%	57.1%
		2,864	2,557	422	16.5%	195	245	46.2%	8.6%
		5,249	4,670	4,572	97.9%	3,106	2,148	67.9%	40.9%
		6,016	5,388	4,334	80.4%	3,207	2,657	74.0%	44.2%
		3,433	3,059	2,317	75.7%	2,037	1,133	87.9%	33.0%
		2,943	2,677	2,181	81.5%	1,212	994	55.6%	33.8%
		1,054	943	829	87.9%	454	461	54.8%	43.7%
		1,500	1,367	1,105	80.8%	772	606	69.9%	40.4%
		2,451	2,206	988	44.8%	431	424	43.6%	17.3%
		2,232	2,003	1,825	91.1%	788	670	43.2%	30.0%
		2,742	2,455	2,404	97.9%	2,153	1,717	89.6%	62.6%
		224	199	199	100.0%	186	153	93.5%	68.3%
		1,983	1,813	1,765	97.4%	1,400	1,052	79.3%	53.1%
		3,620	3,200	3,145	98.3%	2,435	2,007	77.4%	55.4%
		1,084	961	943	98.1%	819	649	86.9%	59.9%
		1,431	1,282	1,120	87.4%	1,011	804	90.3%	56.2%
		2,716	2,368	2,195	92.7%	1,779	1,453	81.0%	53.5%
		2,774	2,439	1,096	44.9%	785	617	71.6%	22.2%
		276	262	241	92.0%	136	123	56.4%	44.6%
		211	182	171	94.0%	165	151	96.5%	71.6%
		77	66	61	92.4%	61	50	100.0%	64.9%

カード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量の比較

■ 各日の9:30台～10:30台(70分間)のカード管理業務サーバにおける業務電文量を比較したグラフを示す。

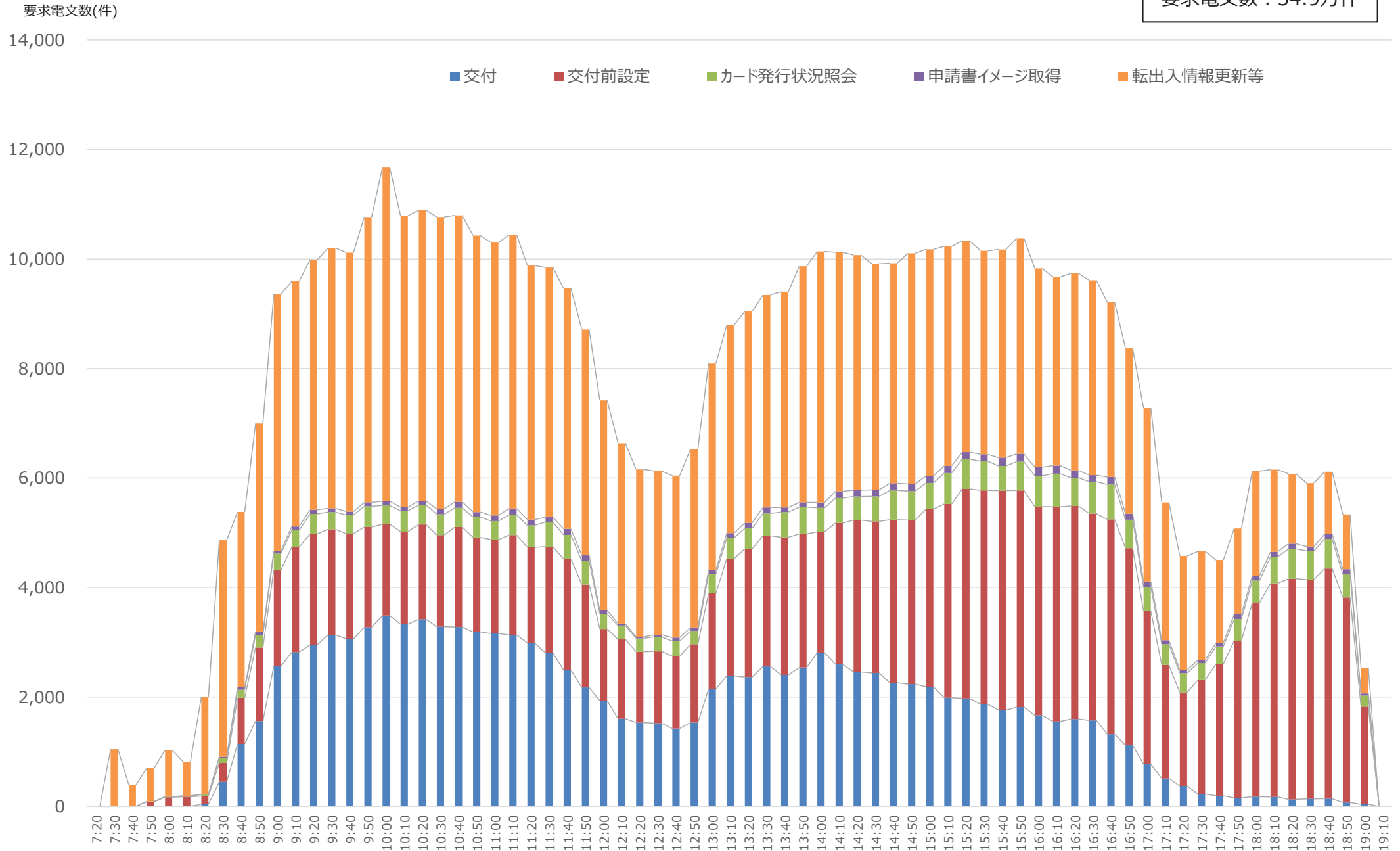
9:30台-10:30台における各業務電文の割合比較



2016年4月18日(月)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年4月18日（月）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

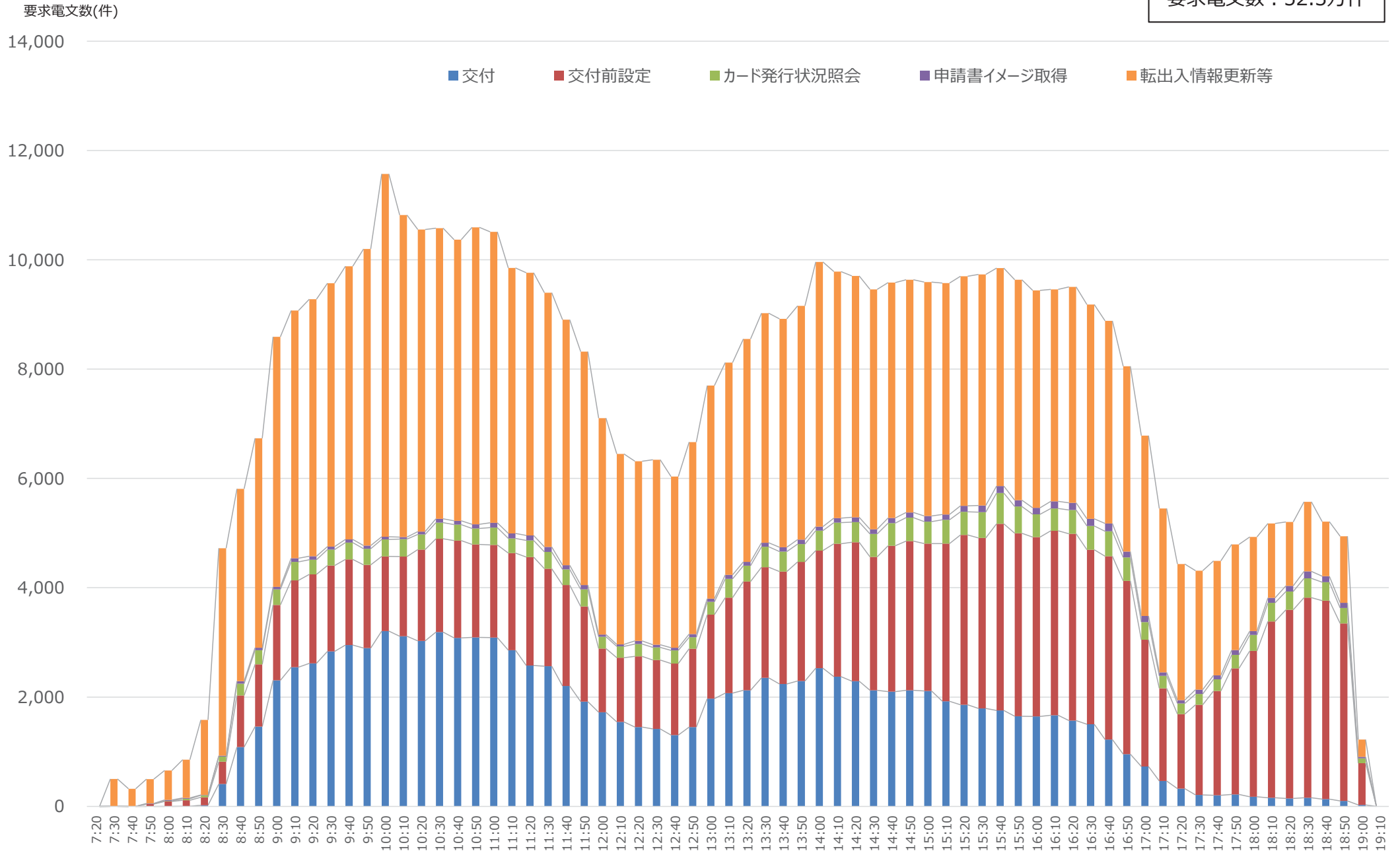
要求電文数：54.9万件



2016年4月11日(月)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年4月11日（月）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

要求電文数：52.3万件

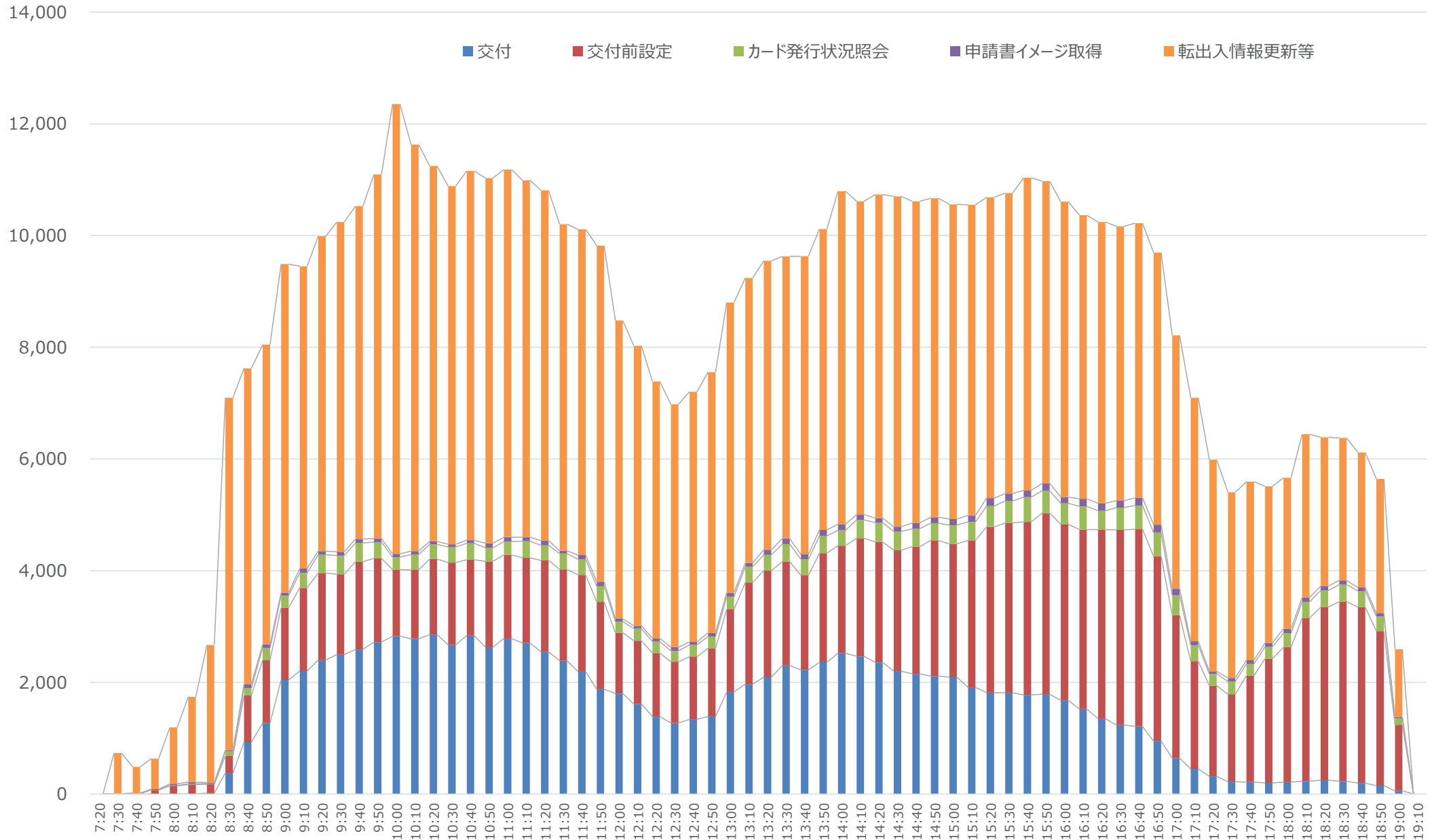


2016年4月4日(月)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年4月4日（月）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

要求電文数：59.1万件

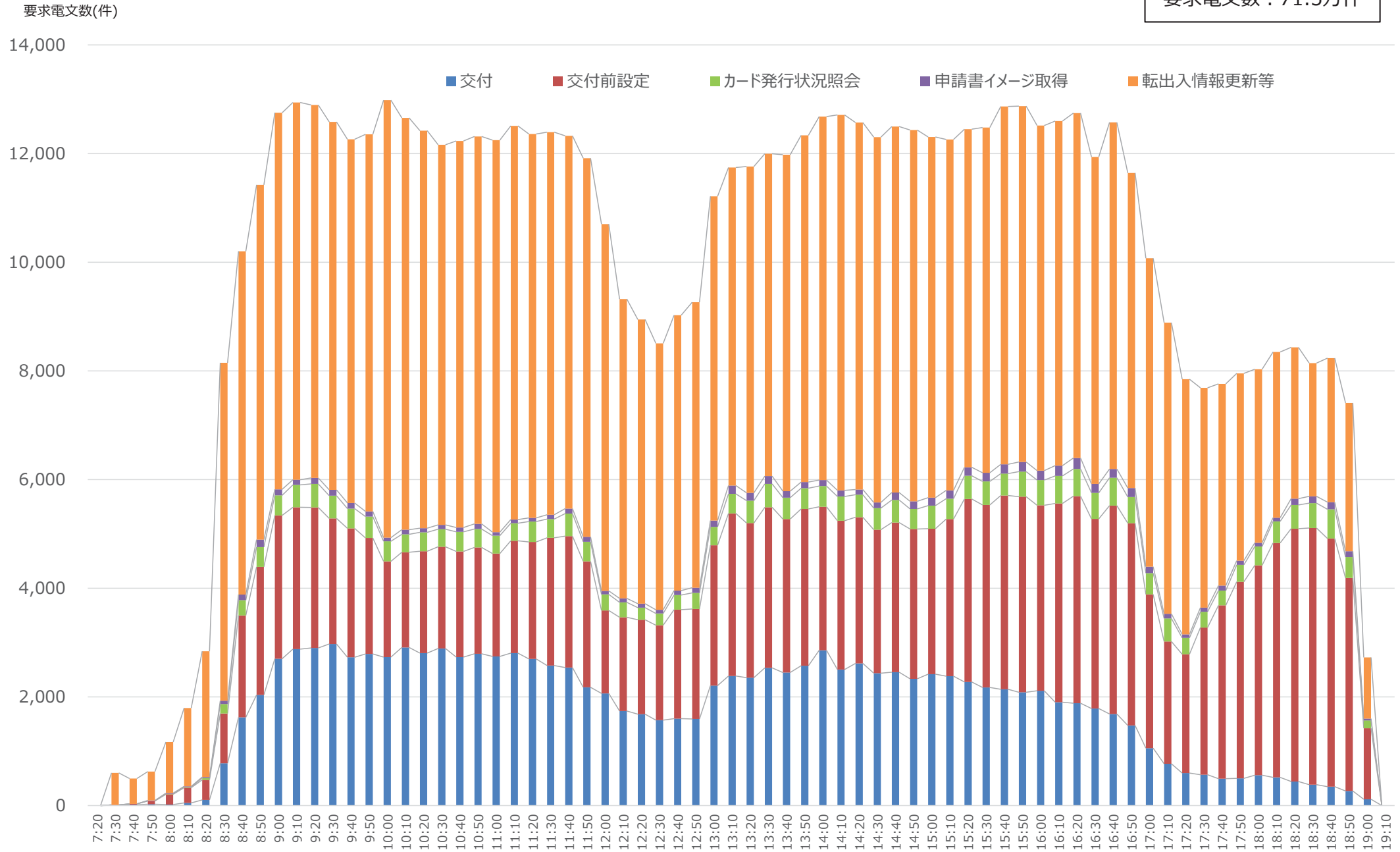
要求電文数(件)



2016年3月29日(火)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年3月29日（火）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

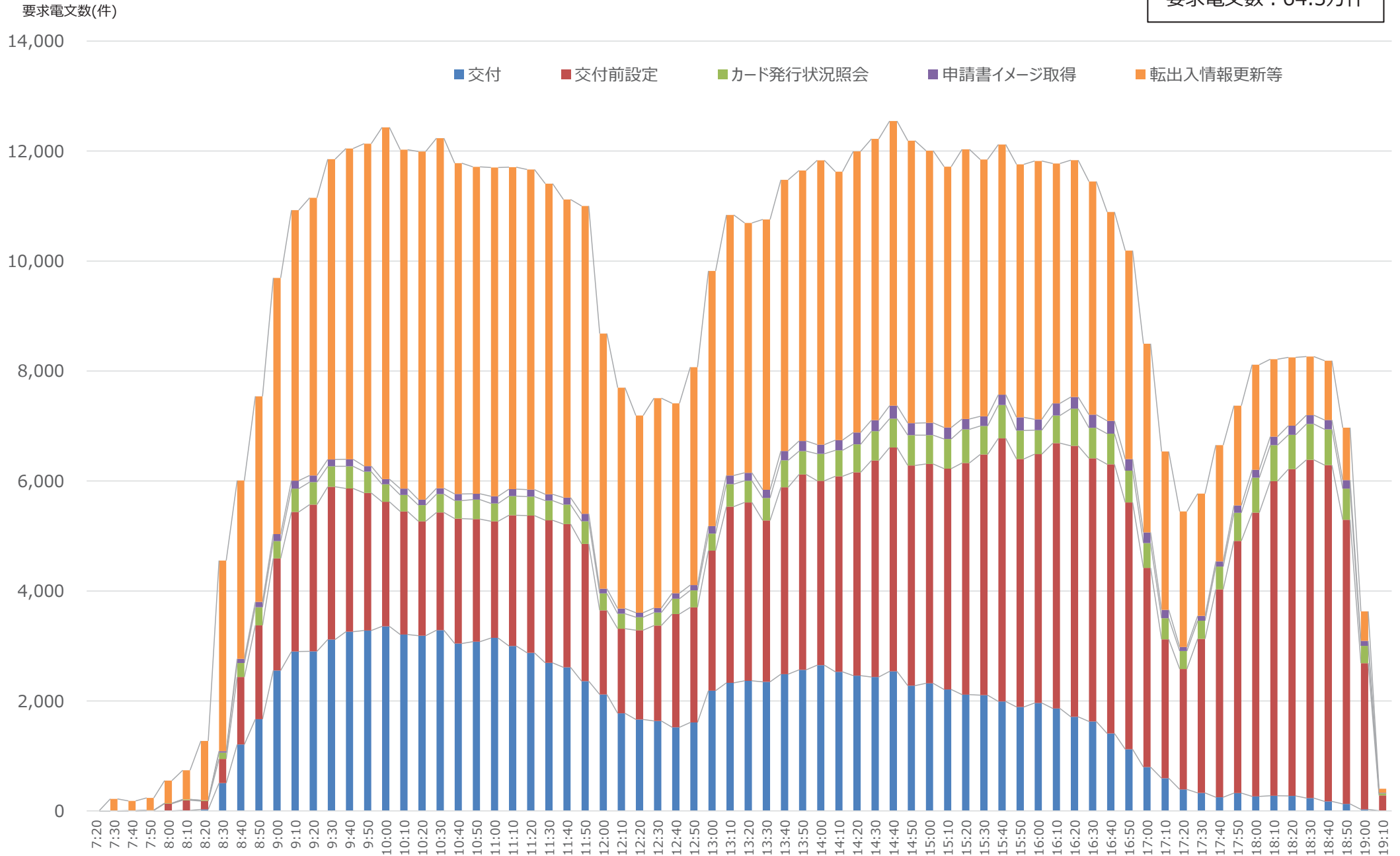
要求電文数：71.5万件



2016年3月14日(月)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年3月14日（月）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

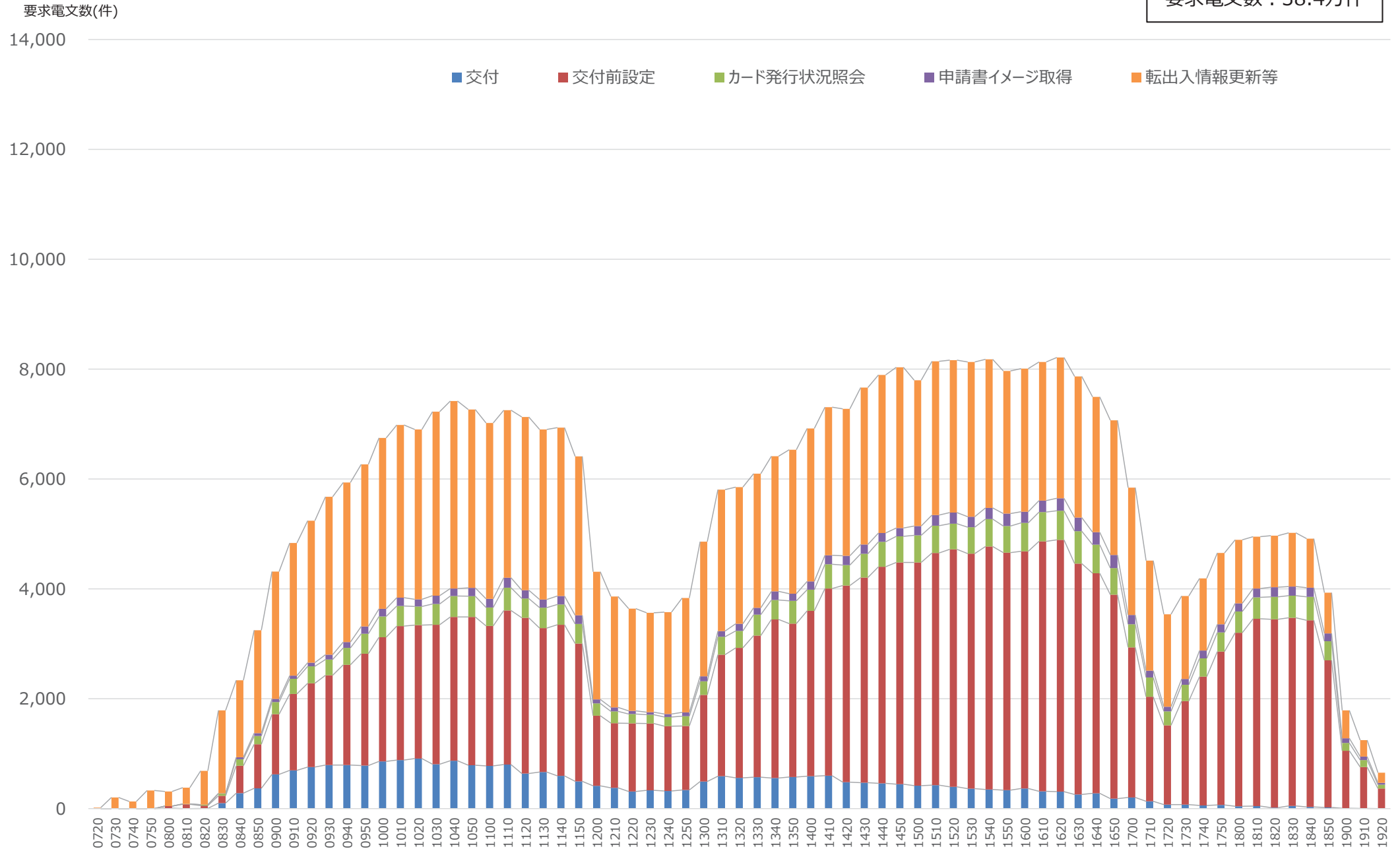
要求電文数：64.3万件



2016年2月1日(月)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年2月1日（月）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

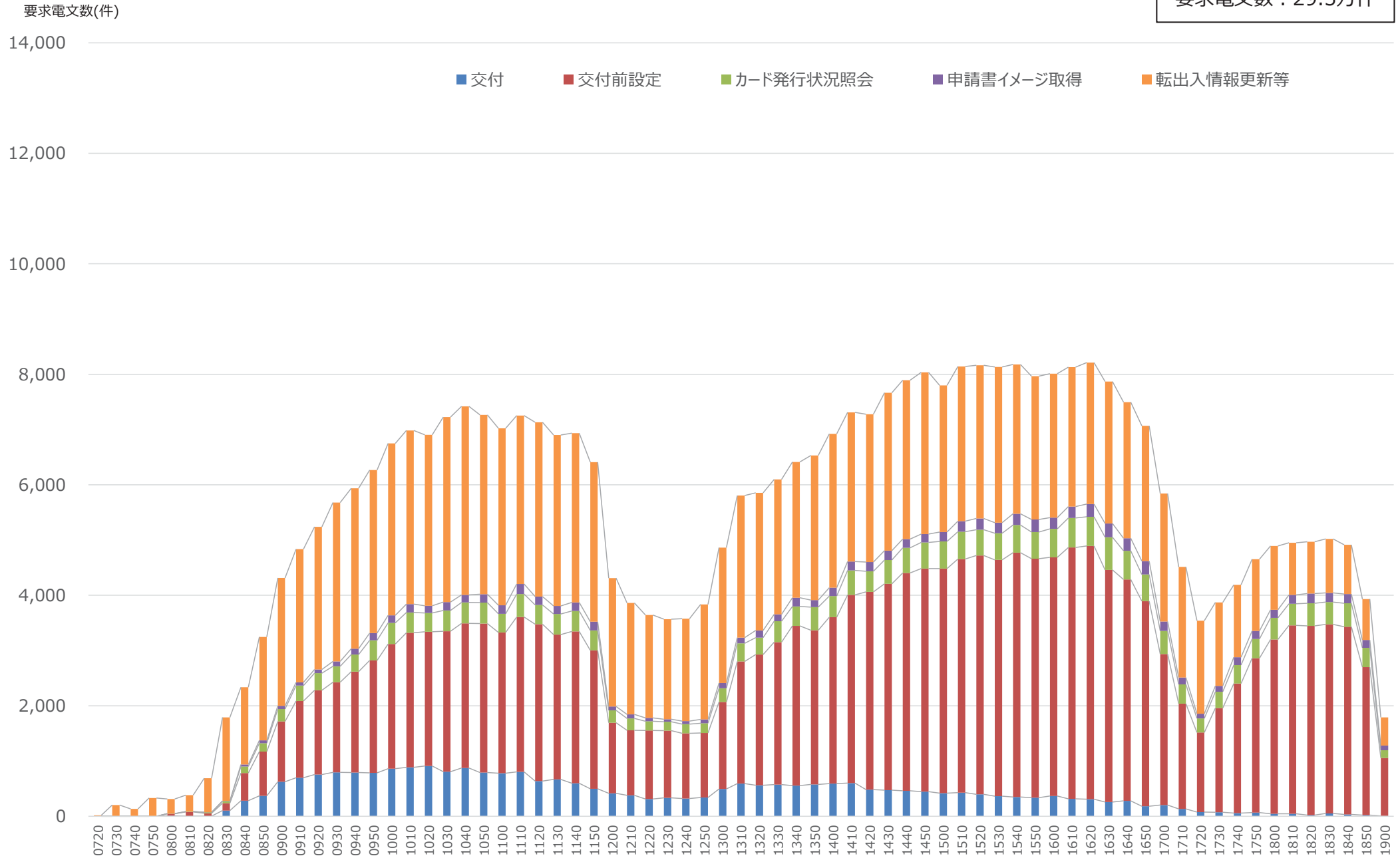
要求電文数：38.4万件



2016年1月20日(水)のカード管理業務サーバにおける業務電文(上り)の処理量

■ 2016年1月20日（水）のカード管理システムにおける上り業務電文の量を、時系列で表したグラフを、以下に示す。

要求電文数：29.5万件



マイナンバーカードの発行等の実施(平成28年度当初予算案)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H28年度予算(案) 138.9億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行(500万枚)等を実施するための予算措置を行うもの。

個人番号カード交付事業費補助金:117.2億円 (平成27年度当初:443.2億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への通知カード・マイナンバーカード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助(補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① マイナンバーカード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 0.6億円 (0.7億円)
- ② 通知カード等の作成・発送事業 14.4億円 (267.0億円)
- ③ マイナンバーカードの製造事業 26.4億円 (51.3億円)
- ④ マイナンバーカードの申込処理・発行事業 71.9億円 (109.3億円)
- ⑤ マイナンバーカード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 3.9億円 (14.9億円)

※()内の数字は前年度当初予算額

【対象】

市町村

個人番号カード交付事務費補助金:21.7億円 (平成27年度当初:40.0億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員等追加のための経費を対象)

【対象】

市町村

マイナンバーカードの発行等の実施(平成27年度補正予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H27年度補正予算 278.6億円

マイナンバー制度を円滑に導入する上でマイナンバーカードの発行申請に遅滞なく万全に対応するため、マイナンバーカードの追加発行のためのカードの製造(1,500万枚)等や市町村におけるカード交付事務に対応するための予算措置を行うもの。

個人番号カード交付事業費補助金:213.5億円(平成27年度当初:443.2億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への通知カード・マイナンバーカード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助(補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード・交付申請書等の作成・郵送事業 16.5億円(267.0億円)
- ② マイナンバーカードの製造事業 62.2億円(51.3億円)
- ③ マイナンバーカードの申込処理・発行事業 134.0億円(109.3億円)
- ④ マイナンバーカード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 0.9億円(14.9億円)

※①のH27補正予算額には、通知カード・交付申請書の作成分、通知カード郵送分は計上していない

()内の数字は平成27年度当初予算額

【対象】

市町村

個人番号カード交付事務費補助金:65.1億円(平成27年度当初:40.0億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員等追加のための経費を対象)

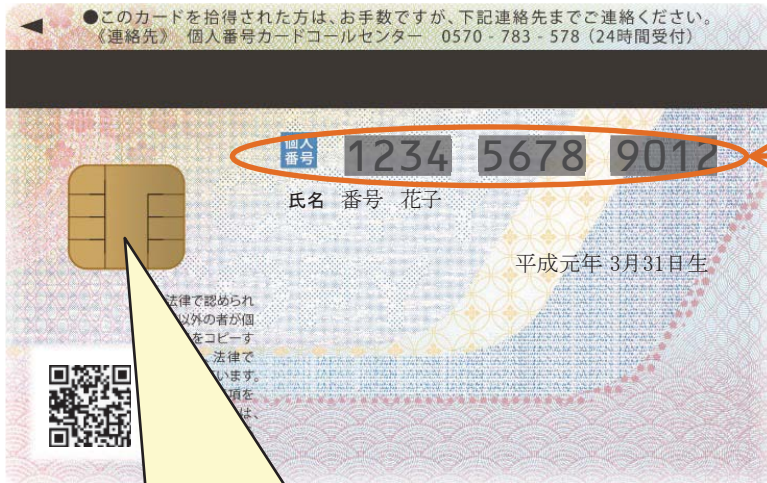
【対象】

市町村

マイナンバーとマイナンバーカード(ICチップ)の利用について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー(個人番号)

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-TAX、マイナポータル等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

電子証明書のイメージ



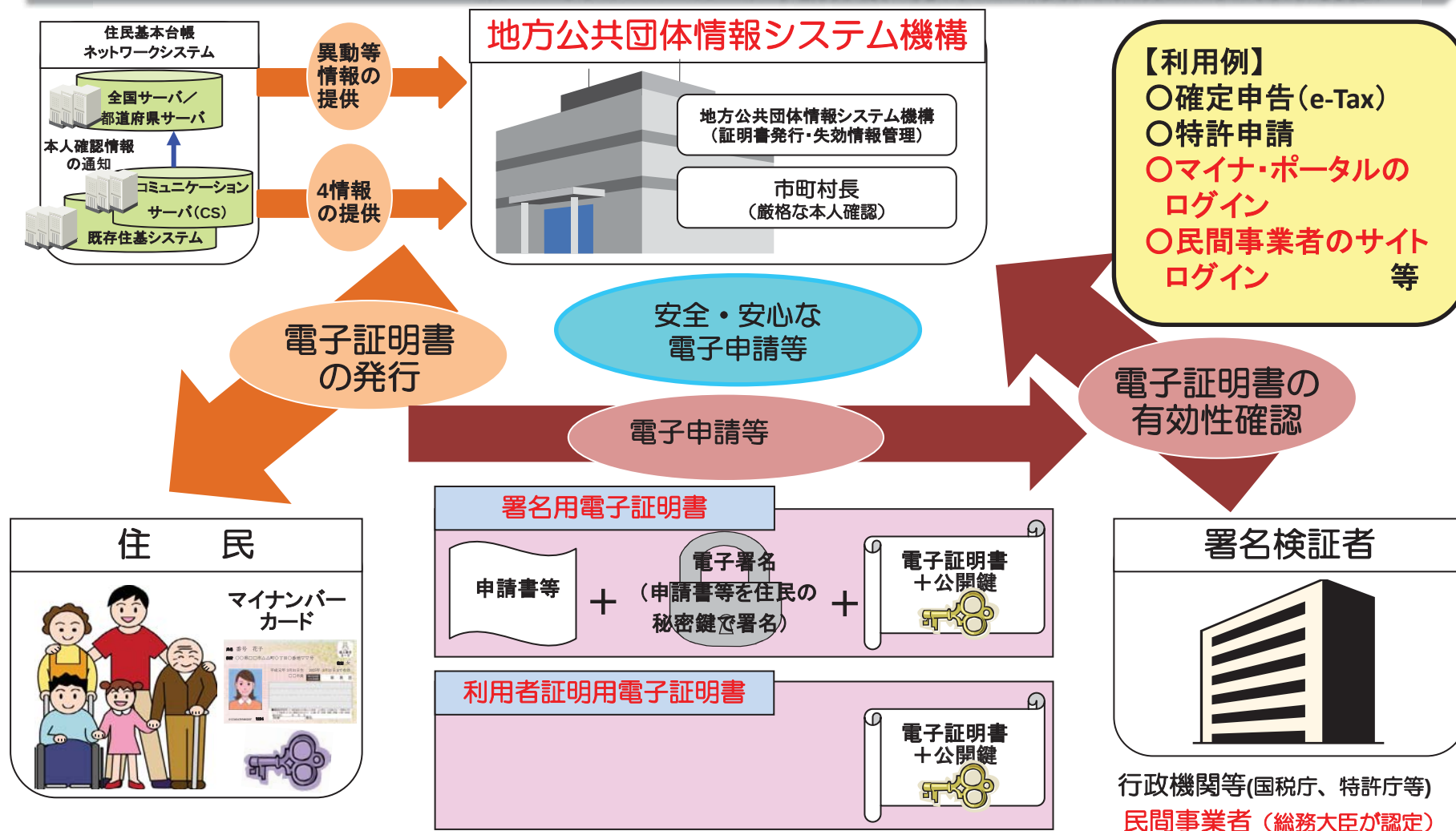
民間も含めて幅広く
利用が可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証サービスの概要について

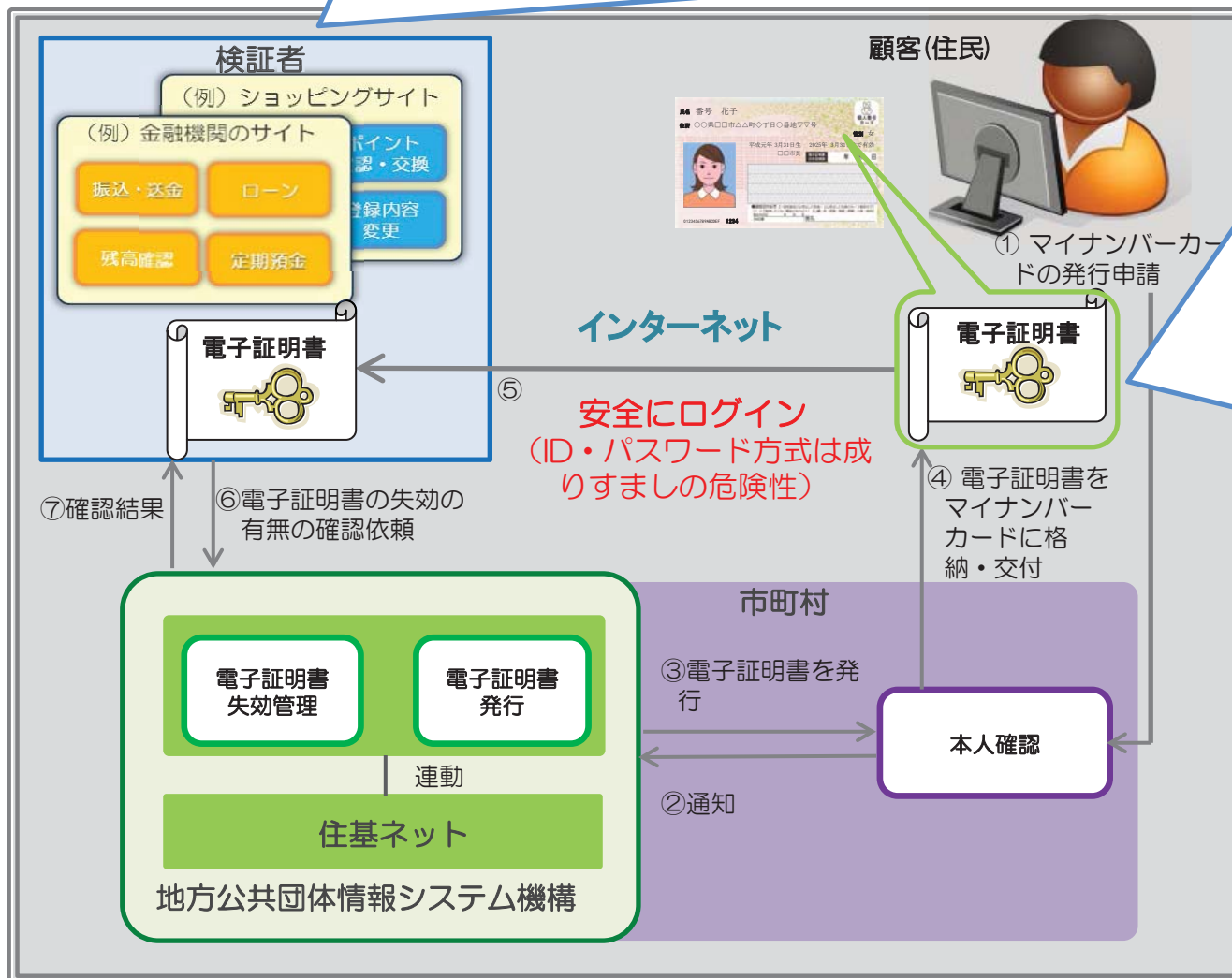
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の申請件数：署名用電子証明書 約924万件（全申請の約91%）
（平成28年3月末現在） 利用者証明用電子証明書 約937万件（全申請の約92%）
※ マイナンバーカード申請件数 約1,016万件（平成28年3月末現在）



公的個人認証サービスのイメージと制度改革(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうかを確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定めている。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

役員等の要件

役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る初の大臣認定～2月12日付で3社を認定

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2016年2月12日付けで以下の3社について初の大臣認定を行った。

1. テレビとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用

日本デジタル配信株式会社(JDS)

① 法人の概要

ケーブルテレビ事業者向けに、映像配信サービスを行うための共通的な基盤を提供する業務を実施。

(例 ケーブルテレビ向けデジタル放送配信サービス(CS番組))

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を使って、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(実証実験)

一般社団法人スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構(スマテレ機構)

① 法人の概要

マイナンバーカード(公的個人認証サービス)とスマートテレビを使ったサービスについて、関係事業者で利用可能なシステム基盤の提供等の業務を実施。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所における避難状況確認を行う。(実証実験)

2. マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用した地域住民サービス

一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構(TOPIC)

① 法人の概要

マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、地域における母子健康、医療、福祉をはじめ、住民が日常的に利用する様々な情報を提供するためのシステム基盤を運営。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

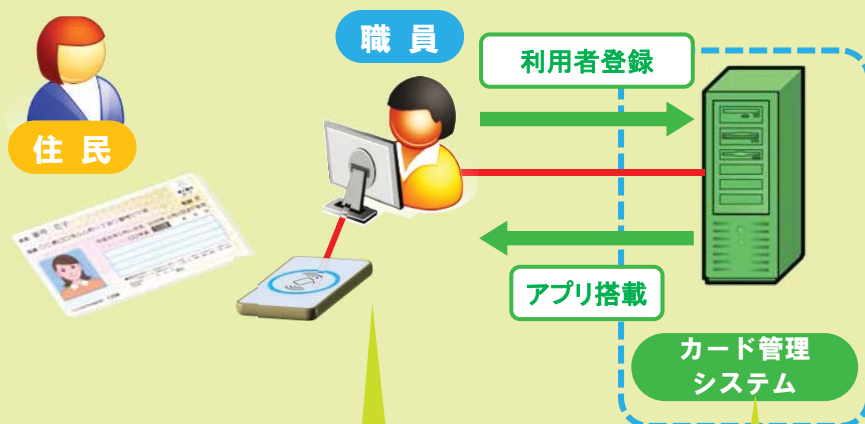
本年3月より、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスや、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携を実現するシステム運用を実施。

今後も大臣認定を受けた民間事業者が、自身の事業に公的個人認証サービスを活用することにより、マイナンバーカードの利活用の幅が更に広がることが期待される

カードアプリ方式の概要

準備シーン

サービス利用前



利用シーン

サービス利用時



必要な準備

カードアプリの準備

- 機構が3種類の基本アプリを引き続き準備する予定

種別	情報	パスワード	相互認証	暗号化
業務タイプA	ID等	あり/なし	あり	なし
業務タイプD	ID等	あり/なし	あり	あり
共通カードAP	IDのみ	なし	なし	なし

- 市町村・都道府県において、独自アプリの開発も可能

カード管理システムの構築

- ソフトウェアを機構が無償で提供
※ 利用団体は、年間保守料のみ負担
- ハードウェアについては利用団体において用意

→ 今年度中に、クラウド環境の整備を予定

業務システムの準備

- 図書館システムの場合、多くは改修までは不要
(設定は必要)

カードアプリ方式における進化(マイナンバーカードで可能になったこと)

① 住民以外にインストール可能

⇒住民以外にも提供するサービスにおいて利用しやすくなる。

② 都道府県も利用可能

⇒県の様々な業務・サービスで利用できるようになる。

③ カードアプリの事前搭載可能

⇒カードアプリを搭載するために住民に未然に来庁等の負担を改善できる。

④ 拡張利用領域（新設）について

⇒引越し後もカードアプリは自動削除されず、引越し後も提供したいサービスで利用しやすくなる。

①の先行事例

職員証として利用(三条市)

②の先行事例

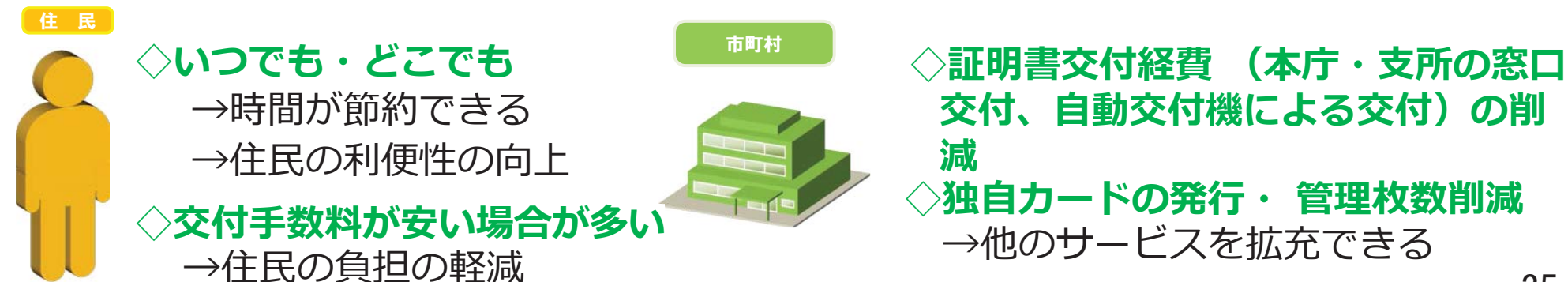
職員証カードとして利用を予定(徳島県)

1 コンビニ交付サービス(未導入団体の導入推進・既導入団体の取得可能証明書の拡大推進)

(1) サービスのイメージ

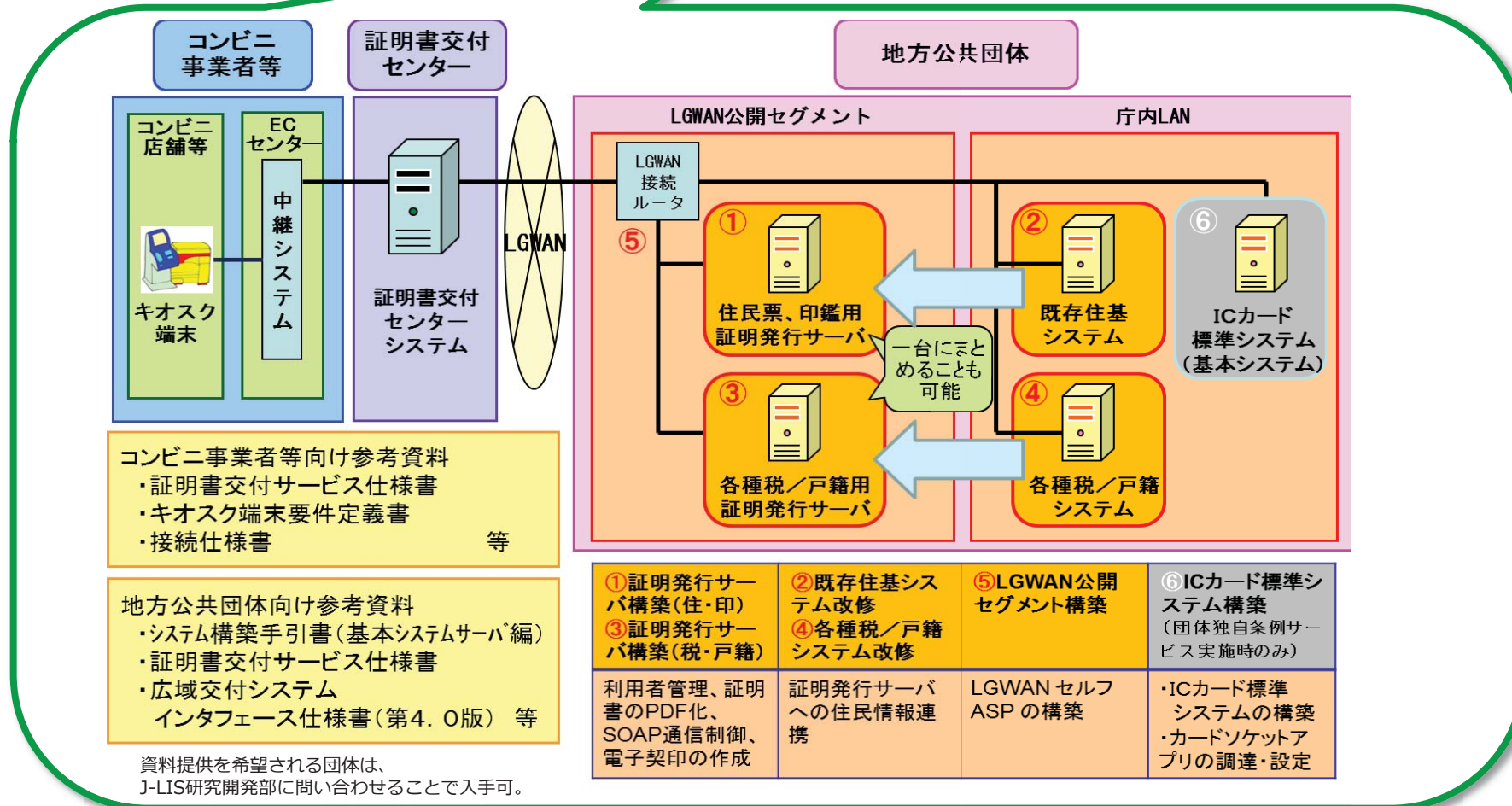
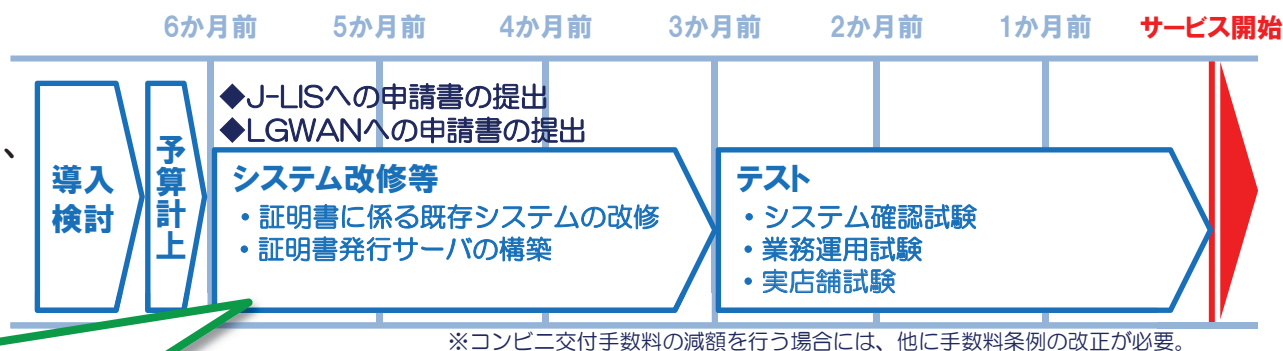


(2) 導入のメリット



(3)導入の方法

- J-LISへの申請書と、LGWANへの申請書の提出が必要。
- 標準的には、システム改修等に概ね3か月、テストに概ね3か月の期間が必要。

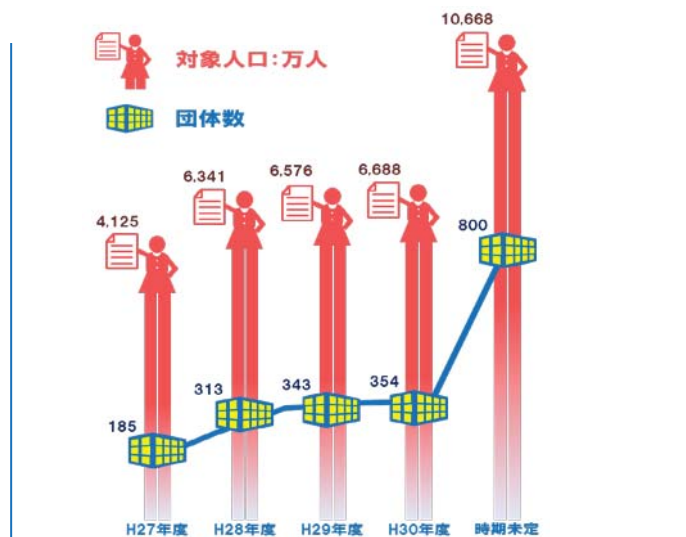


(4)未導入団体・既導入団体それぞれにおける留意点

■ 未導入団体における留意点

- 昨年末：概ね6人に一人がコンビニ交付サービスを享受できる状況
- 3月末：概ね3人に一人が享受できる状況
- 今後：1.1億人が享受できることとなる見込み

⇒大きなメリットを小さなコストで実現できるコンビニ交付サービスを、他に遅れることなく、導入することが期待される



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。H27年度の団体数は実施済み。

■ 既導入団体における留意点

- 取得できる証明書の追加など、サービスの向上が期待される。
- 特に、新たに可能となった本籍地と住所地が異なる場合でも戸籍証明書が取得できるサービスは、住民の利便性の高いものであり、既導入団体が取得できる証明書に追加することが期待される。
- なお、特別交付税措置（右参照）は、導入当初3年間が対象であるが、この間に取得できる証明書を追加した場合に生じる経費についても措置の対象となる。その積極的な活用が期待される。

導入のための経費と特別交付税措置

■ コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円※。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、平成22年度～24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

2分の1、上限5,000万円の措置

条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

■ ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
 - ・町村100万円～指定都市（100万人以上）1,000万円
 - ・一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）123円

以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

住所地と本籍地が異なる場合でも戸籍証明書の取得が可能に(導入を推進)

◎住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before(郵送請求による場合)

<交付を受けるために必要な物>

本人確認書類の写し、交付手数料、
請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

- ① 請求書の記入
- ② 請求書等の送付
記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。
- ③ 請求書の審査
本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。
問題なければ、戸籍証明書等を交付する。
- ④ 戸籍証明書等の発送
本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を
請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回必要**

負担大

- ⑤ 戸籍証明書等の受取り

After(コンビニ交付による場合)

<交付を受けるために必要な物>

マイナンバーカード、交付手数料

- ① 利用登録申請
キオスク端末申請とインターネット申請の両方に対応。
- ② 利用者登録
本籍地の戸籍担当者は申請情報を確認する。
問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは**初回のみ**

負担小

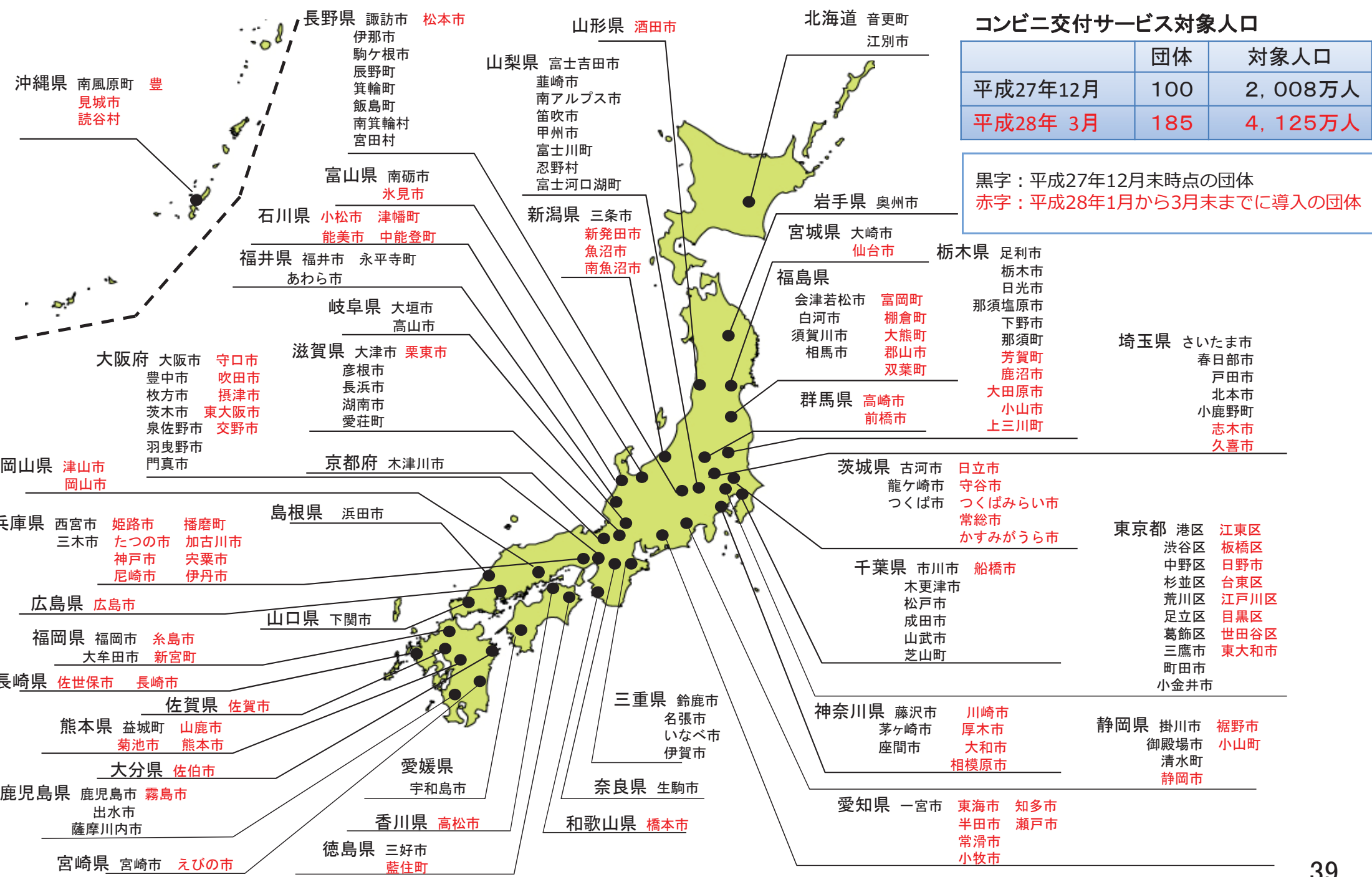
- ③ 戸籍証明書等の交付(2回目以降はここから)
コンビニに設置されている端末を操作して、
交付した戸籍証明書等を受取る。

導入のメリット

- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
- ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。

<参考> 郵送請求: 1~2週間 コンビニ交付: 初回のみ利用者登録のため数日(2回目以降は随時)

市区町村の参加状況



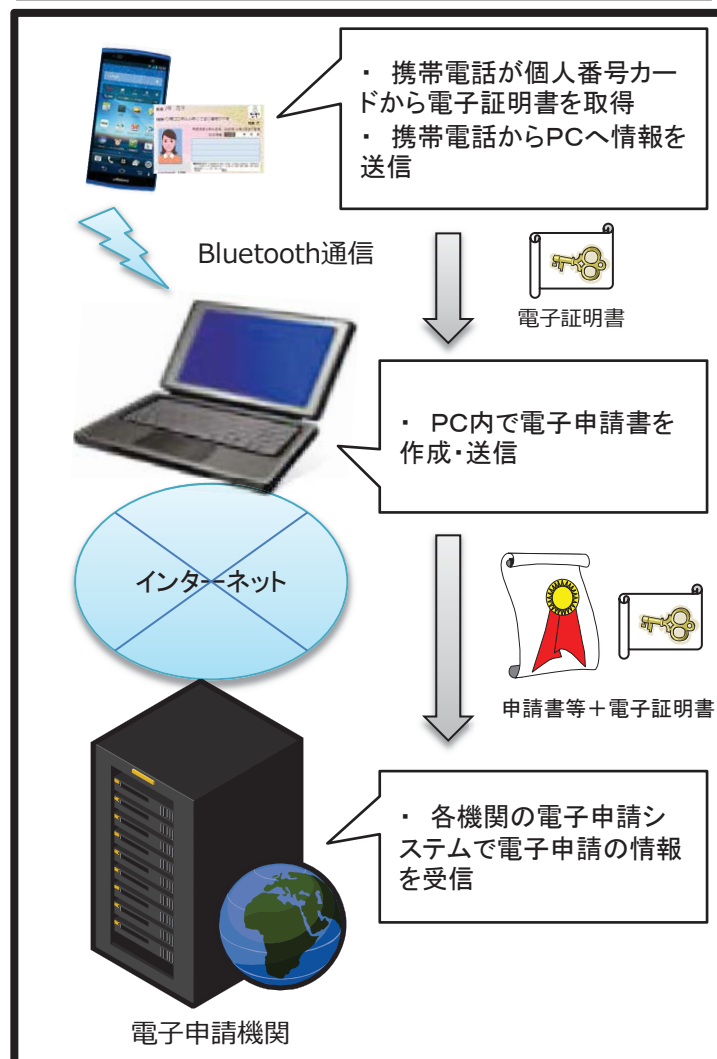
コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成27年12月	100	2,008万人
平成28年 3月	185	4,125万人

黒字：平成27年12月末時点の団体
赤字：平成28年1月から3月末までに導入の団体

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

【方式1】携帯電話をICカードリーダーライターとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーライターとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討、携帯機器事業者との調整等、携帯導入に向けた検討項目が多数存在することから、方式1及び方式2について先行して検討。